

令和8年度
地域おこし協力隊募集要項
【関係人口創出 × ○○○○】

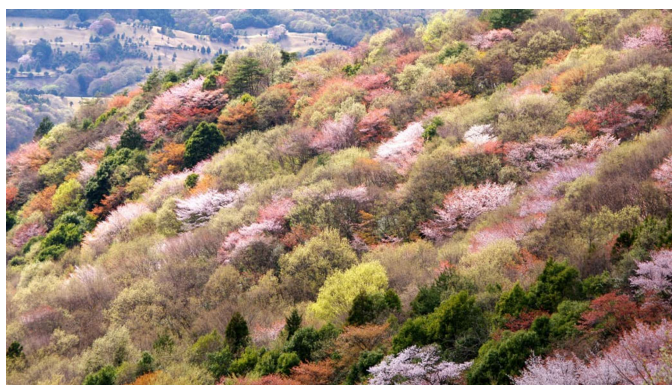
茨城県桜川市



(桜川市地域おこし協力隊 現役隊員 5名)



(桜川市役所 担当職員)



あなたの思い描く〇〇〇をテーマに関係人口創出！

桜川市で多くの方が楽しく・ゆるく関係性をもてる環境づくり

はじめに

桜川市は、茨城県の中西部、東京から約 70km 圏内に位置し、最短 90 分ほどでアクセスすることができます。北・東・南を山々に囲まれ、平野部のほぼ中央を市名の由来にもなった「桜川」が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

山から採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場産業が息づいています。

桜川市は豊かな歴史に彩られたまちとしても知られ、茨城県初となる国の重要伝統的建造物群保存地区の「真壁の町並み」をはじめ、安産子育ての霊場として広く知られる「雨引山楽法寺」など、数々の歴史的遺産や名所旧跡が現存しています。春には、古くから「西の吉野、東の桜川」と並び称される国指定の名勝「櫻川」や天然記念物「桜川のサクラ」をはじめ、市内の山々に多数自生しているヤマザクラが、萌黄色の新緑とあわさりパッチワーク模様のような眺望を見せます。



桜川市公式 HP

募集に至った経緯

桜川市は、美しい自然と温かい人々が魅力のまちです。しかしながら、少子高齢化と人口減少という全国的な課題は、私たちのまちにも影響を及ぼしています。特に、若者が高校卒業後に市外へ進学し、そのまま戻らないという構造的な問題に直面しており、地域の活力が失われてきています。

そのような状況のなか、近年「関係人口」という考え方が改めて注目されるようになりました。観光や通勤などで地域に来る「交流人口」と、桜川市に住んでいる「定住人口」との間にあるものとされており、その地域とは別の場所に住みながら地域づくりに参画するなど、新しい地域づくりの担い手として期待されています。

桜川市は、たくさんの魅力あふれるまちでありながら、その魅力が知られておらず、「何もないまち」と多くの住民が評価しています。一方で、かつて活気のあったまちを取り戻したい、子どもたちに楽しいまちで過ごしてほしい…。このように考える住民が増えてきています。

桜川市では「関係人口」という考え方に基づいた事業が展開されてきていませんでした。私たちは、これからたくさんの方々と手を取りながらまちづくりをしていく必要性を強く感じています。桜川市がもつ魅力をきっかけに、あなたがこのまちで思い描く〇〇〇をきっかけに、これから一緒にまちづくりに取り組んでみませんか？

活動概要

(1) 地域資源の掘り起こしと関係人口創出に向けた企画立案

- ・地域住民、事業者、団体等へのヒアリング
- ・地域資源（人・文化・産業・自然）や様々な課題の整理・分析
- ・あなたの強みを活かしたテーマ・取組内容の企画

(2) 関係人口との接点づくり・交流機会の創出

- ・交流イベント、体験プログラム等の企画・運営
- ・地域外への情報発信・PR 活動
- ・参加者のニーズ把握と企画内容の改善

(3) 継続的な関係構築モデルの設計・実施

- ・単発的な関わりから継続的な関係へのステップアップに向けた設計
- ・地域住民や事業者と関係人口とのマッチング支援

(4) 活動の可視化・成果の整理・定着に向けた取組

- ・活動内容や成果の記録及び発信
- ・関係人口創出に関する効果・課題の整理
- ・協力隊の任期終了後を見据えた引き継ぎ・仕組みづくり

(5) その他、地域課題の解決に向けた活動

活動イメージ

以下の記述は現状での想定です。着任後隊員と協議の上、方針の変更、修正をしながら業務を推進いただきます。特に2年目以降は、1年目の活動を踏まえて一緒に作り上げていきましょう。以下のイメージは、行政としての想定と姿勢を示したものです。

活動に際しては、ヤマザクラ課をはじめ、関係する部署と連携して実施することが考えられます。

※募集にあたって

桜川市では、地域住民と市外在住者との継続的な関係づくりを進めるため、「関係人口の創出・拡大」を大枠のテーマとして募集を行うものです。一方で、桜川市においては関係人口創出・拡大に特化した事業や取組が、現時点では十分に立ち上がっていない状況です。

そのため、本募集では完成された事業を引き継ぐのではなく、協力隊員が市職員や地域住民、関係団体と協力しながら、試行錯誤を重ねて取組を形作っていくことを想定しています。

本募集では、桜川市があらかじめ詳細な活動内容を固定するのではなく、あなた自身の経験・関心・強みを活かした活動テーマの提案を重視します。地域の実情を理解しながら、このまちと一緒に取り組んでみませんか？

期間	活動テーマ	活動目標	主な活動
1 年 目	桜川市を深く知り、 「関係の入口」をつくる	・ 地域資源、人材、課題の可視化 ・ 関係人口となり得るターゲットの仮説設定 ・ 応募者自身の得意分野（○○○）と地域との結び付け	地域住民・事業者・団体へのヒアリング
			地域資源の整理・マッピング
			ターゲットや関わり方の仮説設計
			小規模な交流・体験企画の試験的实施
			SNS・note 等での活動発信
			参加者の反応や行動変化の記録
		2 年目以降の活動計画を策定する。	
2 年 目	「一度来た人」が「また関わる人」になる仕組みづくり	・ 継続的に関わる関係人口との関係性構築 ・ 関係人口創出モデルの構築 ・ 関係人口の受入体制構築	1 年目の活動を精査し、注力するテーマを絞り込む
			定期的な交流企画・プログラムの実施
			地域住民・事業者と関係人口のマッチング支援
			参加者アンケートやヒアリングによる改善
			成果・課題を整理し、市や地域への共有
	1 年目で策定した計画を基に、活動内容を拡充・発展させる。		
3 年 目	関係人口創出を「仕組み」として地域に残す	・ 地域側に関係人口を活かす視点を定着 ・ 任期後につながる役割や事業の明確化	これまでの取組をモデル化・言語化
			地域住民・事業者主体での企画運営支援
			市職員と連携した制度・事業への接続検討
			関係人口創出に関する成果報告・共有会の実施
			任期後を見据えた事業化の検討
任期後のイメージ	・ 関係人口向け企画の継続運営・伴走 ・ 関係性を有した地元事業者への就職 ・ フリーランスや起業家として、地域の PR・マーケティング事業を展開。 ・ 桜川市をはじめとした近隣自治体での事業の展開。 ・ その他、あなたのイメージする進路。		

活動の支援体制

- ・活動を担当する行政職員が配置されます。
- ・活動開始にあたって行政の仕組みや活動内容に関するガイダンスがあります。
- ・四半期に1回の行政職員との面談と担当課を交えた活動のヒアリングを月1回実施します。
- ・その他、協力隊OBOGによるメンタリング体制があります。
- ・卒業後の起業や事業継承時には、最大100万円の起業補助金があります。

募集対象

1. 都市地域等（条件不利地域以外）に在住し、地域おこし協力隊として任用後、桜川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
 - ※ 地域おこし協力隊経験者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）は、地域要件に関わらず、対象となります。
 - ※ ご自身の居住地が該当となるか不明な方は、お問い合わせください。
2. 地域おこし協力隊として任用開始後、桜川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
3. 心身ともに健康で誠実に職務が遂行できる方
4. 意欲と熱意があり、積極的に活動できる方
5. 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
6. 普通自動車免許を有する方
7. パソコンの基本的な操作ができ、SNS等を積極的に活用できる方

募集人数

3名

活動地域

桜川市内を活動地域とします。

※ 各種研修への参加等、桜川市外で活動することがあります。

任用形態・任用期間

1. 任用形態
桜川市地域おこし協力隊員（パートタイム会計年度任用職員）として、桜川市長が任用します。
 - ※ 桜川市との雇用関係を有します。 ※ 社会保険等に参加します。
 - ※ 副業等に関しては、活動に支障がない限り妨げるものではありません。
2. 任用期間
任用した日から令和9年3月31日まで
 - ※ 任用する日は、任用決定後に相談の上決定します。
 - ※ 活動に取り組む姿勢や事業成果等を考慮し、面談等を実施した上で引き続き適任と判断された場合、年度ごとに更新を行います。任用の日から最長で3年まで延長できるものとします。

活動地域

1. 活動日
原則として開庁日（月～金）の週5日を活動日とします。ただし、行事の開催等により、土曜・日曜・祝日を勤務日とし、開庁日を振替休日とすることがあります。
2. 活動時間
勤務日のうち、7時間30分を活動時間とします。
活動開始及び終了の時間は、8時30分から17時00分までを基本とし、必要に応じ、相談の上前後することがあります。
3. 有給休暇
任用開始後、任用日に応じ市規則に定める日数を付与します。
（任用日が4月1日の場合、10日を付与します。）

報酬

1. 報酬

月額 218,322 円

2. 期末手当及び勤勉手当（いわゆるボーナス）

6 月及び 12 月に支給

3. 通勤手当

自家用車使用のためなし

4. 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

※報酬やボーナスから、社会保険料等を控除します。

※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

活動経費

地域おこし協力隊の活動に要する経費として、市が定める上限額の範囲内で設定します。

1. 上限額（目安）

1 会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）を基準とし、国の定める 200 万円から、市として必要な経費を控除して決定することとします。

※ 4 月 1 日以外を任用日とする場合、月割計算や日割計算をした上で決定します。

2 対象となる活動経費は、例として以下に示すものとし、活動に際し必要な場合は市と協議の上、対象となるか決定します。

対象となる	・活動旅費等、移動に要する経費 ・作業道具、消耗品等に要する経費 ・関係者間の調整、住民や関係者との意見交換会、活動報告会に要する経費 ・研修に要する経費 ・定住に向けて必要となる研修、資格取得に要する経費 ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費 ・外部アドバイザーの招へいに要する経費
対象としない	・事業収入を伴う経費 ・土地、建物の購入費 ・高額な物品購入費 ・個人の資産となる経費

活動補助金

市が定める活動経費の範囲内で、隊員が活動を行うために必要な環境整備に対し、活動補助金として支給します。

（1）任期中の住居に係る家賃及び駐車場代

月額 60,000 円を上限に活動経費として支給します。ただし、転居に要する費用、光熱水費等生活に必要な費用は対象外とします。

（2）通信機器使用料

パソコンやスマートフォン等の通信端末は各自の機器を使用していただきます。（地域住民との連絡や SNS 等の情報発信 等）

機器使用料（通信費を含む。）として月額 5,000 円を支給します。

（3）自動車借上料

車両は、個人車両の持ち込みとし、車両使用料（燃料代含む。）月額 20,000 円を支給いたします。雇用開始までに車両の持ち込みが難しい場合はご相談ください。

（4）移転に係る経費

地域おこし協力隊として採用され、桜川市に転居等する際に必要となる経費（引越費用や住居の敷金・礼金等）に対し、1 回限り 200,000 円を補助します。

＊報酬、活動経費内訳のイメージ

総務省が定める特別交付金措置がされる報償費の上限は 350 万円、活動費の上限は 200 万円です。
以下の金額は参考の数値です。隊員の年齢や家族構成等、状況によって変わります。

項目	内容	合計（円）	2 年目参考	3 年目参考
報償費	給与 218,322 円×12 ヶ月	2,619,000	2,694,000	2,759,000
報償費	期末手当・勤勉手当	659,000	1,043,000	1,069,000
	報償費合計	3,278,000	3,737,000	3,828,000
活動費	社会保険料等、市として必要な経費	500,000	550,000	560,000
活動費	家賃・駐車場代補助 60,000 円×12 ヶ月	720,000	720,000	720,000
活動費	通信機器使用料 5,000 円×12 ヶ月	60,000	60,000	60,000
活動費	自動車借上料 20,000 円×12 ヶ月	240,000	240,000	240,000
活動費	移転に係る経費（着任時のみ 1 回限り）	200,000	0	0
	市が規定する活動費合計	1,720,000	1,570,000	1,560,000
	活動経費使用可能金額	280,000	430,000	420,000
	活動経費合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000

申し込み受付期間

令和 8 年 4 月 16 日まで ※郵送の場合、当日消印有効

選考の流れ

申込受付期間中に、下記の「お問い合わせ・お申し込み先」まで提出書類を郵送もしくはメールで送付してください。
※郵送料や、メールでの提出に伴う通信費等は自己負担となります。

- ・申込書
- ・自己 P R 用紙
- ・企画書（様式やデザイン等の指定はありません。自由に作成してください。）
- ・住民票抄本（申込日の直近 3 か月以内のもの）
- ・普通自動車免許証の写し

選考の流れ

選考は以下のスケジュールを目安に実施します。令和 8 年 7 月 1 日着任を想定していますが、着任時期は採用決定後、相談の上決定することとします。

1 次選考 【書類審査】	4 月 17 日ごろ	提出書類を審査し、応募要件の適否を決定します。審査結果を全員にメールで通知し、2 次選考の日時については、合格者のみ通知します。
担当者との カジュアル面談	4 月 20 日 ～4 月 23 日	提出書類をもとに、担当者とのカジュアル面談（オンライン）を実施します。応募いただいた内容や意図について、2 次選考の前に確認します。 ※面談の日時は個別に調整します。
2 次選考 【面接】	4 月 25 日ごろ	1 次選考の書類審査に合格した方のみ、面接による 2 次選考を実施します。面接方法及び審査結果については、メールまたは電話等で通知します。

お問い合わせ・お申し込み先

桜川市役所 総合戦略部 ヤマザクラ課
〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 番地
電話番号：0296-58-5111（代表） 電子メール：yamazakura_s@city.sakuragawa.lg.jp
担当：五島（ごとう）、飯村（いいむら）、大和田（おおわだ）